



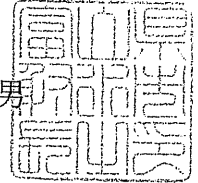
射水市告示第133号

字の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、本市の字の区域を次のとおり変更するので、同条第2項の規定により告示する。

平成19年6月27日

射水市長 分家 静 男



市町村名	従前の字名（野田）の区域を「馬塚」に変更する区域		
射水市	大字名	字名	地番
	赤井	野田	405の3、405の4、406の3、407の3、408の3、410の3から410の6まで、413の1、414の1、414の4、415の1

上記の区域内にある市有地の全部を含む。

（備考）上記地番は、平成19年5月1日現在の登記簿による。

市町村名	従前の字名（馬塚）の区域を「野田」に変更する区域		
射水市	大字名	字名	地番
	赤井	馬塚	556の2

上記の区域内にある市有地の全部を含む。

（備考）上記地番は、平成19年5月1日現在の登記簿による。